

# 平成 26 年度第 4 回仙台市市民公益活動促進委員会（第 8 期第 4 回）

日時：平成 26 年 10 月 21 日（火）午後 6 時 30 分から  
場所：市役所本庁舎 2 階 第 1 委員会室

## 次 第

### 1 開 会

### 2 議 事

「仙台市市民公益活動の促進に関する条例」の改正に関する意見について

### 3 報告事項

仙台市市民活動サポートセンター指定管理者の募集について

### 4 その他

### 5 閉 会

#### 【配布資料】

- 資料 1 「仙台市市民公益活動の促進に関する条例」の改正に関する意見の提出状況について
- 別添 1 「仙台市市民公益活動の促進に関する条例」の改正に関する意見募集について（パブリックコメント資料）
- 別添 2 「（仮称）仙台市協働によるまちづくりの推進に関する条例」の制定に向けた説明会資料
- 資料 2 仙台市市民活動サポートセンター指定管理者募集要項（抜粋）

## 「仙台市市民公益活動の促進に関する条例」 の改正に関する意見の提出状況について

### 1 実施概要

「仙台市市民公益活動の促進に関する条例」の改正にあたり、「(仮称) 仙台市協働によるまちづくりの推進に関する条例」の素案骨子を公表し、下記のとおり意見募集を行うとともに、条例説明会を開催した。

- (1) 意見募集期間 平成 26 年 9 月 1 日～平成 26 年 9 月 30 日
- (2) 意見募集方法 電子メール、郵送、ファクシミリ
- (3) 説明会実施状況

日 時	会 場	参加者数
9 月 8 日 (月)	仙台市市民活動サポートセンター 研修室 5	8 名
9 月 19 日 (金)		28 名
合 計		36 名

### 2 意見提出数

- (1) 提出者数 36 人・団体 (33 人、3 団体)
- (2) 意見数 192 件

No.	項目名	件数
1	条例全般	29
2	条例の目的	16
3	用語の定義	25
4	協働の基本理念 (本市が目指す協働)	17
5	市民・市 (行政) の役割	20
6	基本的な施策	35
7	協働実施方針	11
8	附属機関	8
9	市民活動サポートセンター	20
10	その他	11
総 数		192

## 「仙台市市民公益活動の促進に関する条例」の改正に関する意見募集について

### 1 条例改正の背景 ～なぜ条例改正が必要なのか～

現行条例である「仙台市市民公益活動の促進に関する条例」は、平成11年に市民による公益活動を積極的に推進することを目的として制定されました。その後、社会経済情勢の変化に伴い、地域課題が複雑化・多様化する中で、自発的な市民活動が地域の課題解決の受け皿となる例が多数見られるようになってきました。

また、東日本大震災に際しては、さまざまな活動分野の市民が、それぞれの持つ専門性や強みを発揮することで復興への原動力となり、改めてその力の大きさを認識することとなりました。

しかしながら、現行条例における取組は、市民活動団体を育成することを重点においたものであり、市民や行政との協働によるまちづくりが、現行条例の前文で謳っている「二十一世紀の仙台の都市づくりは、市民と事業者と行政が適切な役割分担のもとでパートナーシップを構築し、市民の主体的な参画のもとに、協働を基調として行わなければならない」との状況に至るには、まだ発展途上の段階にあります。

今後、本格的な人口減少・少子高齢化社会を迎える中で、豊かで魅力ある地域社会を実現するためには、多様な主体が自らの持つ力を存分に発揮し、互いに連携することで、市民や行政単独ではなしえなかった持続可能なまちづくりに協働で取り組む必要があります。

そのため、現行の条例で定めている市民活動の促進とその支援施設としての市民活動サポートセンターの設置に加え、協働の理念や推進のための基本的な施策を定め、協働によるまちづくりを推進するために条例の改正が必要と考えています。

### 2 条例改正の基本的な考え方

- 条例の名称を「(仮称) 仙台市協働によるまちづくりの促進に関する条例」に改めます。
- 市民公益活動促進委員会(※)において審議中の「市民協働指針」の中間報告及び中間答申において盛り込むべきとされた協働の基本理念や施策等、協働推進の根拠となる基本項目を条例に定めます。
- 協働の基本理念を実現するため、①市民協働の推進及び市民活動の促進、②政策形成過程への参画の推進、③多彩な主体の活動の促進の3つを基本的な施策と定め、施策を実施するための体制整備を行います。
- 基本的な施策を総合的かつ計画的に実施するために、協働実施方針を定め、具体的な取組を推進していくこととします。

※市民公益活動促進委員会

NPOやボランティアをはじめとする市民活動の促進に関し必要な事項を調査審議するため、市長の諮問機関として平成11年度に設置。委員は学識経験者や市民活動実践者等11名。

### 3 条例改正に至るまでの主な経過

- 平成24年8月 市民公益活動促進委員会（以下「委員会」という。）に対し、「市民協働推進のための指針」について諮問
- 平成25年3月 委員会より中間報告（条例の見直しを併せて検討する必要がある旨報告）
- 平成25年11月～ 市民カフェ（ワークショップ）を7回開催し、協働に対する市民意見を集約
- 平成26年3月 委員会より「市民協働指針」の中間答申を受領

### 4 条例改正に関する意見募集

「仙台市市民公益活動の促進に関する条例」を改正するにあたり、「（仮称）仙台市協働によるまちづくりの推進に関する条例 素案骨子」について、市民の皆様のご意見をお寄せください。

- 【募集期間】 平成26年9月1日（月）から平成26年9月30日（火）まで≪当日消印有効≫
- 【提出先】 ○郵 送 〒980-8671（住所記入不要）仙台市市民局市民協働推進課  
○FAX 022-211-5986  
○Eメール [sim004100@city.sendai.jp](mailto:sim004100@city.sendai.jp)
- 【提出方法】 ●郵送、FAXの場合は、別添の「意見募集用紙」をご利用ください。  
●Eメールの場合は、タイトルを「協働条例意見」として、ご意見のほか、氏名、住所をご記入願います。  
※電話による意見受付はいたしませんので、ご了承ください。

問い合わせ先 仙台市市民局市民協働推進課 TEL 022-214-8002

#### 【条例改正に関する説明会を開催します】

意見募集にあたり、説明会を開催します。新条例の概要のほか、これまでの市民協働及び市民活動の促進に関わる取り組みや政策の流れなどを説明します。

- (1) 日時 ①9月 8日（月）19：00～20：00  
②9月19日（金） //
- (2) 会場 仙台市市民活動サポートセンター 研修室5（青葉区一番町4-3-1）
- (3) 定員 各回とも30名程度（各回とも同じ内容となります。申し込みは不要です）

## (仮称) 仙台市協働によるまちづくりの推進に関する条例 素案骨子

### 【条例の構成】

- 前文
- 第1章 目的 / 定義 / 協働の基本理念 / 市民・市の役割
- 第2章 基本的な施策 / 協働実施方針
- 第3章 附属機関
- 第4章 市民活動サポートセンター

### ◇ 条例の目的

条例の目的を、協働によるまちづくりを推進し、豊かで活力ある地域社会を実現することとします。

○この条例は、本市における協働の基本理念を定め、市民及び市の役割を明らかにします。また、協働によるまちづくりを推進するための基本的な事項を定め、豊かで活力ある地域社会を実現していくことを目的とします。

### ◇ 用語の定義

この条例において用いる用語を定義し、共通の理解を持って条例の解釈ができるようにします。

- 「市民」とは、市内に居住する者、市内に通勤し、又は通学する者及び地域活動団体、市民活動団体、大学、企業その他の市内で活動するものをいいます。
- 「市民協働」とは、市民と市が、それぞれの果たすべき役割及び責任を自覚し、相互に主体性を持ち、自主性を尊重し、目的を共有しながら協力し、又は補完することで地域の課題解決や魅力の向上に取り組むことをいいます。  
※この条例では「市民協働」は、市民と市の協働関係をいいますが、「協働」は多様な主体（地域活動団体、市民活動団体、大学、企業、行政等）間の協働関係をいいます。
- 「市民活動」とは、市民が主体的に参加して自発的に行う営利を目的としない活動であって公共の利益の増進に資するものをいいます。ただし、次の事項を除きます。
  - ・ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的とする活動
  - ・ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
  - ・ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

#### ◇協働の基本理念（本市が目指す協働）

市民と市が、豊かで活力ある地域社会を実現することを目的として、協働によるまちづくりを進めるため、次のとおり協働の基本理念を定めます。

- 市民と市は、それぞれがまちづくりの担い手となり、それぞれの持つ力をふさわしい場面で効果的に発揮すること
- 市民と市、及び市民と市民は、互いの力を引き出しながら、相乗効果を生み出し、単独ではなしえなかったまちづくりを行うために連携、協力を図ること
- 市民と市は、絶えず変化し生まれてくる課題に対応できるように、それぞれの力を育み広げるとともに、互いの力を一層引き出すために創意工夫を続けること

#### ◇市民・市（行政）の役割

協働によるまちづくりを進めていくにあたり、市民と市がそれぞれ果たすべき役割を明らかにします。

- 「市民」は、自らがまちづくりの担い手であることを認識し、公共の課題の解決のために、協働の必要性を理解し、パートナーシップの構築に努めます。
- 「市」は、市民の多様な活動を育むことにより、市民同士のパートナーシップの構築を支援し、協働によるまちづくりが推進されるよう努めます。また、職員に対して、市民協働に対する理解の促進、及び取組を推進するよう努めます。

#### ◇基本的な施策

協働の基本理念を実現するために、基本的な施策を次のとおり定めます。

- 市は基本的な施策を定め、実施に努めていくとともに、必要な体制を整備します。
- 市民協働の推進及び市民活動の促進
  - 地域課題の解決に向けて、行政が担ってきた施策や事業をより効果的・効率的に実施していくための仕組みをつくり、市民協働の推進と市民活動の促進を図ります。
  - ・市民からの提案に基づく協働事業の拡充
  - ・ビジネス的な手法を活用した地域課題の解決の促進
  - ・協働の理解を広め、各主体間の協働を進めるための人材の育成
- 政策形成過程への参画の推進
  - 市政のさまざまな分野における課題の解決に市民の知恵と活力を生かすため、市政に関する情報発信と政策形成過程における市民の参画を推進します。
  - ・市政に関する積極的な情報公開の推進
  - ・政策の企画、立案等における市民意見の提出機会の確保
  - ・政策又は事業の方針、内容、評価等についての市民意見の集約機会の確保
  - ・附属機関等の委員選任における人材の多様化と公募の実施
- 多彩な主体の活動の促進
  - 多様化する地域課題や市民ニーズに対応し、市の持続可能な発展を支えるため、まちづくりの担い手を育成するとともに、市民や地域による主体的な活動を促進します。
  - ・地域社会の一員である事業者による社会貢献活動の促進
  - ・まちづくりの次の世代の担い手となる若者の育成
  - ・町内会等の地縁団体、その他地域で活動する団体による地域を活性化する活動の促進
  - ・上記に定める活動の主体を含めたさまざまな主体の交流の促進
  - ・上記に定める活動等に関する情報の収集及び発信の促進

#### ◇協働実施方針

基本的な施策を具体化し、実効性を高めるために、協働実施方針を定めます。

- 市は、基本的な施策を総合的かつ計画的に実施するために協働実施方針を定めます。
- 協働実施方針の策定には、市民の意見を反映することができるようにするとともに、附属機関の意見を聴きます。
- 協働実施方針を定めたときは、速やかに公表します。

#### ◇附属機関

現行の附属機関(市民公益活動促進委員会)を発展的に引き継ぎ、条例に定める事項等を審議していくための附属機関を設置します。

- 協働の推進及び市民活動の促進に関し必要な事項を調査審議するため、市の附属機関を設置します。
- 附属機関は、市長の諮問に応じ、協働実施方針に関する事項や協働の推進及び市民活動の促進に関し必要な事項を調査審議します。
- 組織(委員12人以内)、委員の任期(2年、再任あり)、分科会の設置等を定めます。

#### ◇市民活動サポートセンター

市民活動サポートセンターに新たな機能を加えながら、引き続き設置します。

- 市民活動を行う者の活動拠点並びに市民活動を行う者、市民及び市が連携し、及び交流することのできる場所を提供することにより、基本理念に基づく協働によるまちづくりを推進するため、市民活動サポートセンターを設置します。
- これまでの市民活動の促進・支援に関する事業(施設の提供、連携・交流の推進、情報収集・提供、相談等)に加え、協働の推進(機会の提供、情報収集・提供、事業の支援等)に関する事業を行います。
- 使用者の範囲、使用の許可、使用料、指定管理者の業務の範囲・管理の基準等を定めます。

「(仮称) 仙台市協働によるまちづくりの推進に関する条例」と現行条例との比較 (参考資料)

【現行】市民公益活動促進条例		【新】協働まちづくり推進条例		改正の視点(意義)
目的	市民公益活動の促進及び市民活動サポートセンターの設置 ⇒個性と魅力ある都市の創造	目的	協働によるまちづくりの推進 ⇒豊かで活力ある地域社会の実現	時代の変化に対応し、本市の目指すまちづくりを実現するために、「市民活動の促進」から「多様な主体の協働によるまちづくりの推進」を目的と位置付ける
定義	「市民公益活動」を定義	定義	「市民活動」に加え、「市民」「市民協働」を新たに定義	多様な主体による協働を目指し、「市民」に個人のほか、団体や企業、大学などを位置づける。また、新たに「市民協働」を定義する
基本理念	市民公益活動を行う者、事業者、市が市民公益活動の社会的意義を理解するとともに、それぞれの役割に配慮し、良好な協働関係を構築する ⇒市民公益活動の活力をより高める	基本的な理念	多様な主体がそれぞれの持つ力を発揮するとともに、互いの力を引き出し、相乗効果を高めながら、多様な課題解決に向けて創意工夫を続けていく ⇒持続可能なまちづくりの実現	条例の制定目的「協働によるまちづくり」に合わせて、協働の基本的な理念を定める
市民公益活動を行う者の責務	市民公益活動の社会的責任を自覚し、活動内容を広く知らせる	市民の役割	自らがまちづくりの担い手であることを認識し、公共の課題解決のために協働の必要性を理解し、パートナーシップの構築に努める	「市民」と「市」が、協働の基本理念を実現するために、それぞれが果たすべき役割を定める
事業者の協力	市民公益活動の意義を理解し、その促進に協力する			
市の責務	市民公益活動の促進に関する施策を策定し、実施する	市の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民の多様な活動を育み、パートナーシップの構築を支援する</li> <li>職員に対して、市民協働の理解の促進、取組の推進に努める</li> </ul>	
基本施策	市民公益活動の促進に関する施策 (活動の場の整備、連携・交流の推進、情報収集・提供、人材育成、活動資金、保険制度、施策への市民参加の推進等)	基本的な施策	協働の基本理念を実現するための施策 <ul style="list-style-type: none"> <li>市民協働の推進及び市民活動の促進</li> <li>政策形成過程への参画の推進</li> <li>多彩な主体の活動の促進</li> </ul> ※上記施策の実施に必要な体制を整備する	協働の基本理念の実現のために、基本的な施策を具体的に定める
基本方針	市民公益活動促進を総合的かつ計画的に実施するための基本方針(基本指針・基本施策)を定める	協働実施方針	基本的な施策を総合的かつ計画的に実施するために協働の実施方針を定める	基本的な施策を具体化し、実効性を高めるために、協働実施方針を定める
市民公益活動促進委員会	基本方針、市民公益活動の促進に関し必要な事項を調査審議する	(附属機関)	協働実施方針、協働の推進及び市民活動の促進に関し必要な事項を調査審議する	現行の附属機関を発展的に引き継ぎ、多様な主体による協働の推進について審議する
市民活動サポートセンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民公益活動の拠点施設、多様な主体の交流の場として設置</li> <li>市民公益活動の促進に関する事業の実施</li> </ul> ⇒市民公益活動の促進	市民活動サポートセンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民活動の拠点施設、多様な主体の交流の場として設置</li> <li>協働の推進及び市民活動の促進に関する事業の実施</li> </ul> ⇒協働によるまちづくりを推進	新たな機能(協働の推進に関する事業)を加え、協働によるまちづくりに資する施設とする



# 「（仮称）仙台市協働による まちづくりの推進に関する条例」 の制定に向けた説明会

～多様な主体の協働によるまちづくりを目指して～

平成26年9月8日／19日  
仙台市市民局市民協働推進課



# 1 条例改正の必要性

## (1) 市民協働元年

平成7年1月

阪神・淡路大震災  
⇒ ボランティア活動やNPOへの注目

平成10年12月

特定非営利活動促進法(NPO法)施行

平成11年4月

仙台市市民公益活動の促進に関する条例施行

平成11年6月

仙台市市民活動サポートセンター(サポセン)開設  
※全国初の「公設NPO営」の施設として開館

仙台の「市民協働元年」

# 1 条例改正の必要性

## (2) 新たな協働のステージへ

○市民協働元年（平成11年）  
から15年が経過

人口減少、少子高齢化、情報化の進展、長引く景気の低迷、就職難などといった社会情勢の変化

○東日本大震災からの  
学び

震災からの復旧・復興を進める中で、改めて分かった地域の力、市民力

市民活動団体、地域団体、企業、大学等、多様な市民が主体的にまちづくりの担い手となり、これらの主体と行政が、これまでと異なるつながりをつくり、新たな協働の場面を創り出していく

協働の新たなステージに向けて**条例の改正へ**

（仙台市市民公益活動促進委員会からの提言）

# 1 条例改正の必要性

## (3) 条例の趣旨

### 仙台市市民公益活動の促進に関する条例

市民公益活動の促進及び市民活動サポートセンターの設置  
⇒個性と魅力ある都市の創造

改正

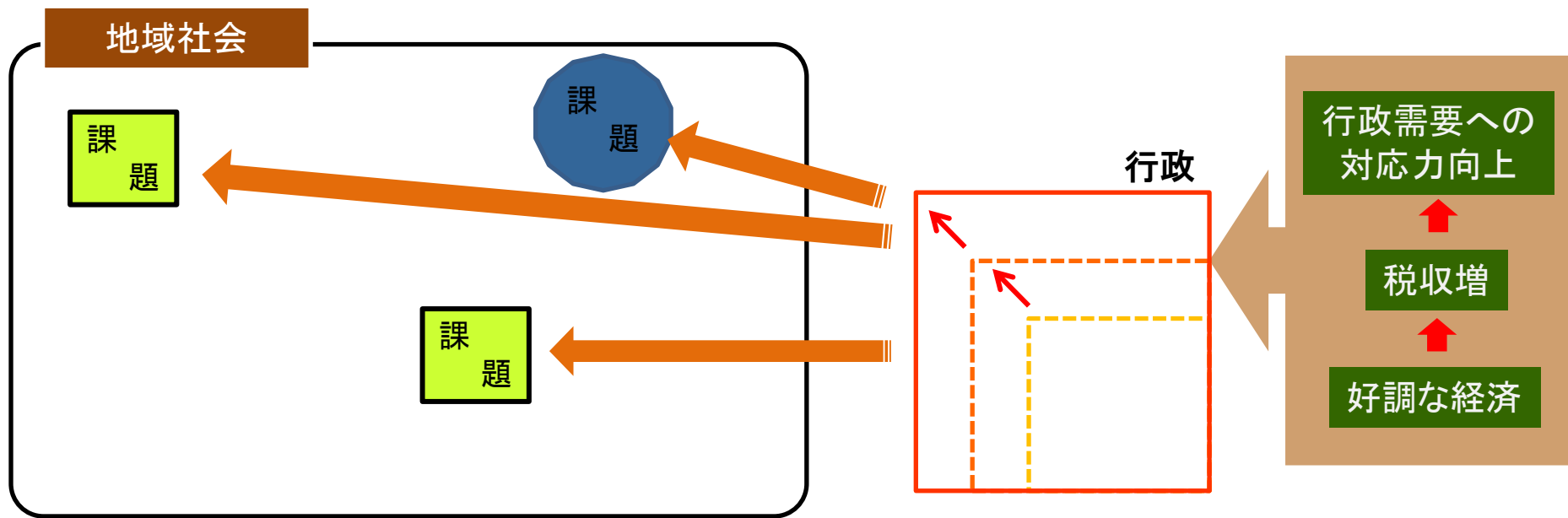
### (仮称)仙台市協働によるまちづくりの推進に関する条例

多様な主体の協働によるまちづくりを推進  
⇒豊かで活力ある地域社会の実現

## 2 条例改正に至る背景

### (1) 高成長時代(かつて)

社会的課題(ニーズ)はあるものの、人口増、所得増が都市の活力となり、主として行政が増大するニーズに対応できた。



一方で...

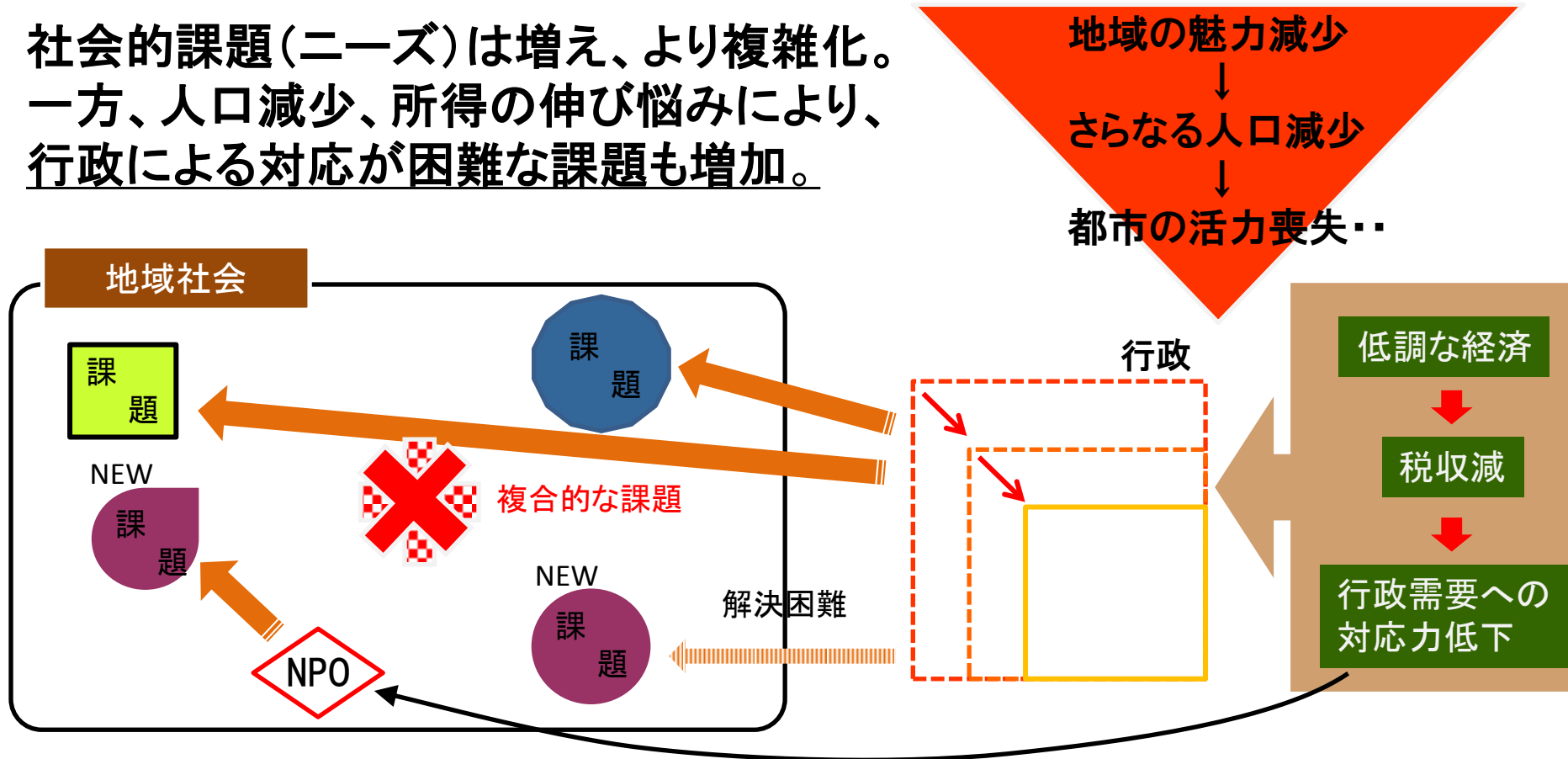
人口増加 ..... 郊外の団地  
都心部のマンション

**課題**

核家族化の進展  
人間関係の希薄化

## 2 条例改正に至る背景 (2) 低成長時代(現在)

社会的課題(ニーズ)は増え、より複雑化。  
一方、人口減少、所得の伸び悩みにより、  
行政による対応が困難な課題も増加。



課題

行政では対応できない複雑で、個別の課題にNPOが対応  
一方で、NPOによる特定の課題への対応力は「点」として存在

団地の高齢化・限界集落化  
地域コミュニティの弱体化 など

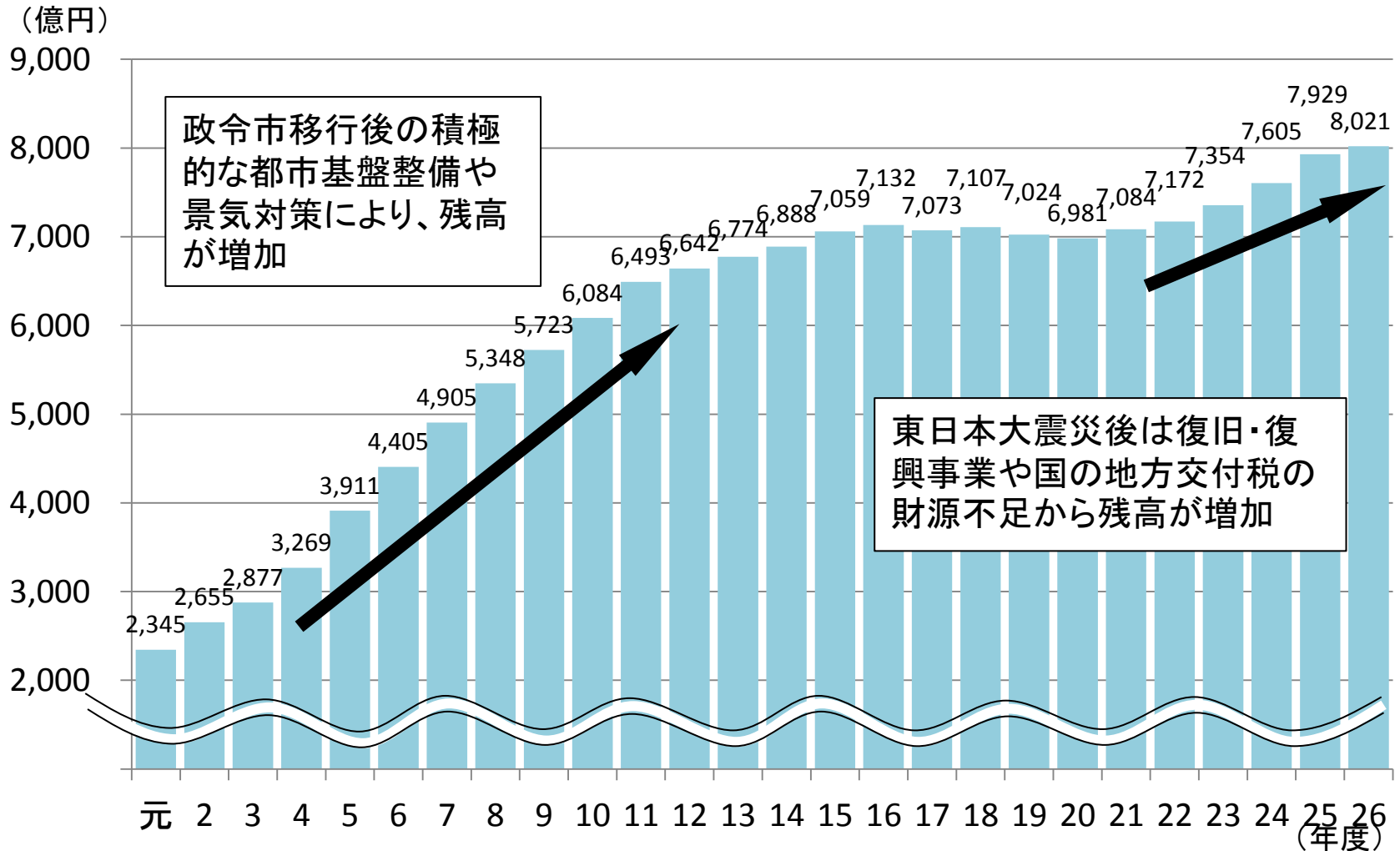


**NPO等による地域課題の解決が進むが、  
ニーズの増加・複雑化に追い付かない。**

## 2 条例改正に至る背景

### (2) 低成長時代(現在)【行政の対応】

#### 仙台市の市債残高の推移(参考)



## 2 条例改正に至る背景

### (2) 低成長時代(現在)【行政の対応】

複雑化、多様化する課題に対し、公的サービスの拡充だけでは対応が困難になった。

限られた予算のなかで行政が対応することになると、

- ・費用負担を市民に求める
- ・誰かにやってもらう
- ・代わりに何かを削減する

十分な対応が  
できない

新たな課題に対していくためには、行政よりさらに柔軟でスピード感のある対応が求められる。



## 2 条例改正に至る背景

### (2) 低成長時代(現在)【市民活動の進展】

仙台には、市民運動、市民活動が広く認知され、都市の魅力を高めてきた歴史がある。

#### 参考1) ボランティア活動・市民活動希望者・参加者の状況

##### ボランティア活動・市民活動への参加希望(%)

調査時点	思う	思わない	わからない	不明・無回答
平成8年	60.4	10.8	24.7	4.1
平成14年	36.1	23.4	38.7	1.8
平成24年	79.6	10.1	8.1	2.1

##### ボランティア活動・市民活動への参加状況(%)

調査時点	ある	ない	不明・無回答
平成8年	17.1	79.7	3.2
平成14年	14.2	83.6	2.1
平成24年	31.5	63.1	5.3

## 2 条例改正に至る背景

### (2) 低成長時代(現在)【市民活動の進展】

#### 参考2)市民活動サポートセンターの利用状況

年度	項目	貸出施設の利用状況		団体情報 ファイル の登録数
		件数	人数	
平成11年度		999件	14,643人	789件
平成12年度		2,190件	26,375人	0件
平成13年度		2,512件	30,456人	0件
平成14年度		2,896件	34,032人	3,632件
平成15年度		2,870件	34,822人	4,389件
平成16年度		2,914件	34,253人	4,417件
平成17年度		2,793件	32,925人	5,209件
平成18年度		2,738件	37,943人	5,806件
平成19年度		3,093件	45,030人	4,255件
平成20年度		3,145件	45,968人	3,657件
平成21年度		3,129件	45,950人	4,029件
平成22年度		3,084件	46,000人	4,115件
平成23年度		2,949件	43,287人	4,196件
平成24年度		3,229件	46,416人	4,417件
平成25年度		3,181件	45,032人	4,518件

※平成18年9月移転  
(本町⇒一番町)

## 2 条例改正に至る背景

### (2) 低成長時代(現在)【市民活動の進展】

#### 参考3)市内のNPO法人数の推移

年 度	市内のNPO法人数
平成18年度	294
平成19年度	316
平成20年度	331
平成21年度	356
平成22年度	358
平成23年度	382
平成24年度	412
平成25年度	419

※各年度3月31日時点  
(NPO法人数は、市内に  
主たる事務所を有する  
認証法人数)

## 2 条例改正に至る背景

### (2) 低成長時代(現在)【市民活動の進展】

- ・市民活動の広がり(←サポセンの支援)
- ・東日本大震災での市民活動団体の活躍

市民活動が社会の大切な資源として認知され、  
公共の担い手として一層注目されることとなった。

#### 市民の 役割

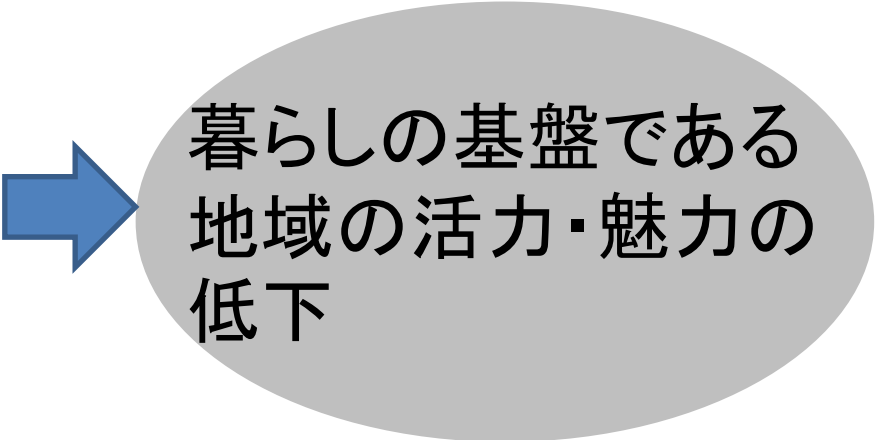
自らもまちづくりの担い手であることを認識し、  
公共の課題解決に取り組む必要がある。

## 2 条例改正に至る背景

### (2) 低成長時代(現在)【課題の複雑化】

それでもなお、課題の多様化・複雑化、想定できなかった課題が増えてきており、既に深刻な状況になっている地域もある。

- ・団地の高齢化・限界集落化
- ・空き家の増加
- ・町内会の担い手不足
- ・地域コミュニティの希薄化



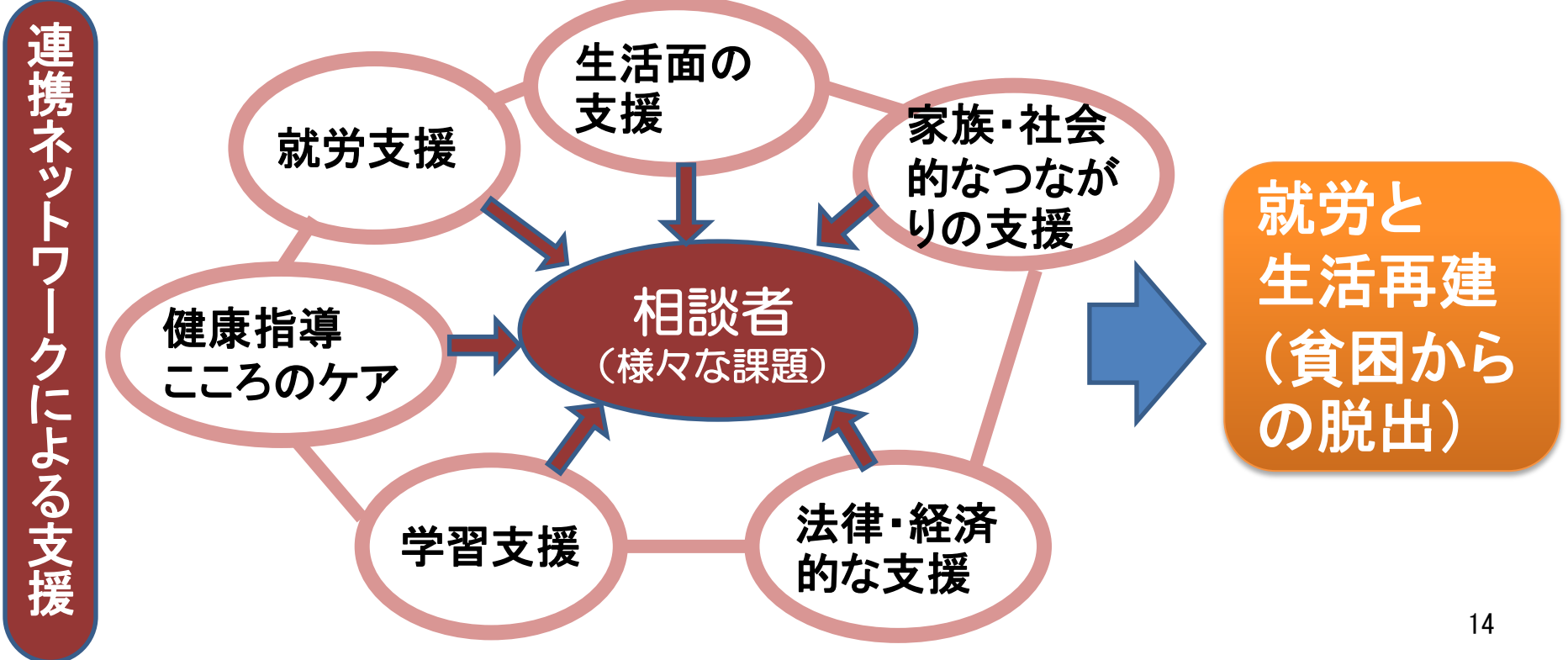
暮らしの基盤である  
地域の活力・魅力の  
低下

## 2 条例改正に至る背景

### (3) 成熟社会(これから)【事例:パーソナルサポート】

社会的課題: 貧困と所得格差の拡大 ← 原因: 貧困の連鎖

複雑な問題を抱える個人に対し、分野を超えて様々な団体が連携し、一人ひとりに寄り添った生活の自立と就労に関する総合的な支援を行うことで、貧困からの脱出を図る。



## 2 条例改正に至る背景

### (3) 成熟社会(これから)【持続可能なまちづくり】

# 「持続可能なまちづくり」が求められている

#### 維持

課題は数多く存在するが、その課題を見つけ解決しつづけていく

#### 発展

魅力を向上し、暮らしやすく元気な地域をつくっていく



一人ひとりがまちづくりの担い手となり、誰もが心豊かで幸せを感じる社会の実現を目指す。

## 2 条例改正に至る背景

### (3) 成熟社会(これから)【仙台の豊富な資源】

#### 107万都市仙台の豊富な資源

- ・市民活動が盛んに行われており、そのネットワークがソーシャルキャピタル(社会関係資本)として豊富に存在している。
- ・それらを活かすことで、次々と新たなつながりを生み出していくことができるはずである。



こうした力をさらに活かしていく必要がある。

⇒「協働によるまちづくり」の推進

※ソーシャルキャピタル・・・地域・社会における信頼関係や結びつき



## 2 条例改正に至る背景

### (3) 成熟社会(これから)【マルチパートナーシップ】

#### マルチパートナーシップ

協働のパートナーとなるのは、行政と民間、あるいは民間と民間の場合もある。

多様な主体(市民活動団体、地域団体、企業、大学、行政等)が持てる力を発揮し、互いに連携し、単独ではなしえなかったまちづくりに取り組んでいく

仙台市が目指す協働のあり方

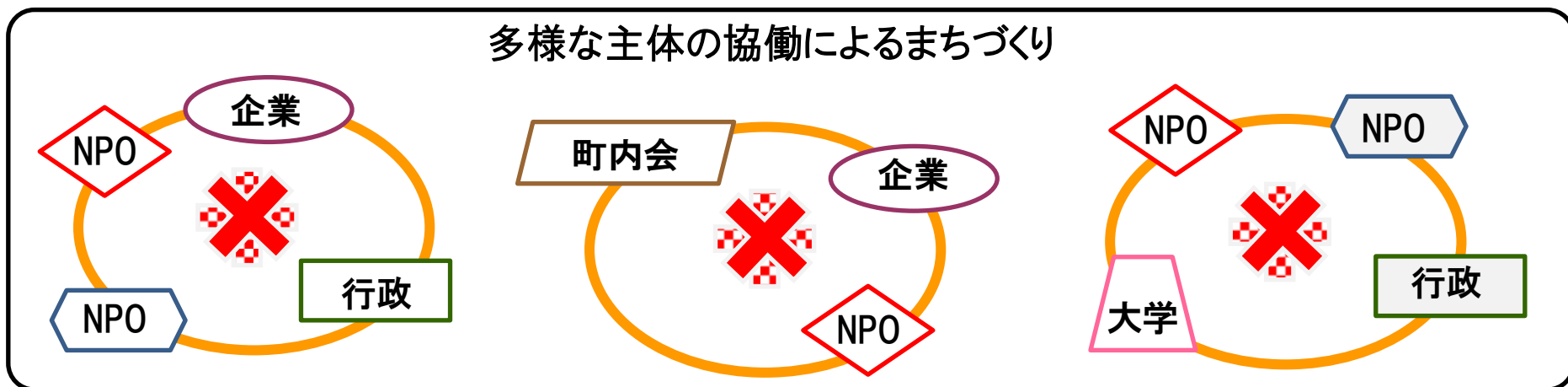
## 2 条例改正に至る背景

### (3) 成熟社会(これから)【仙台市が目指す協働】

都市に存在する多様な主体が、それぞれの専門性や強みを生かし、有機的に連携・協力して課題解決していく都市経営のあり方  
＝都市型の「協働」による持続可能なまちづくり

イノベーション(次々に起こる課題への対応力の創出)を起こし続け、都市の魅力を高めるまちづくり(価値創造)

多様な主体の協働によるまちづくり



・・・課題解決の方程式・・・

市民力の拡充・拡大

多様な分野、幅広い世代に裾野を広げ、次の世代の育成を図る

点から線へ

NPO同士がつながる

線から面へ

異なるセクター  
(NPO、行政、企業、大学等)  
がつながる

### 3 新条例の概要

#### (仮称)仙台市協働によるまちづくりの推進に関する条例

#### 【条例の目的】

##### 仙台市市民公益活動の促進に関する条例

- ・ 市民公益活動の促進について基本理念を定め、市、市民公益活動を行う者及び事業者の責務を明らかにします。
- ・ 市民活動サポートセンターの設置その他の市民公益活動の促進に関する施策の基本となる事項を定め、個性と魅力ある都市の創造に資するものとします。

##### (仮称)仙台市協働によるまちづくりの推進に関する条例

- ・ 本市における協働の基本理念を定め、市民及び市の役割を明らかにします。
- ・ 協働によるまちづくりを推進するための基本的な事項を定め、豊かで活力ある地域社会を実現していきます。

### 3 新条例の概要

#### (仮称)仙台市協働によるまちづくりの推進に関する条例

#### 【用語の定義】

- ・「**市民**」市内に居住する者、市内に通勤し、又は通学する者及び地域活動団体、市民活動団体、大学、企業その他の市内で活動するものをいいます。
- ・「**市民協働**」市民と市が、それぞれの果たすべき役割及び責任を自覚し、相互に主体性を持ち、自主性を尊重し、目的を共有しながら協力し、又は補完することで地域の課題解決や魅力の向上に取り組むことをいいます。

※この条例では「市民協働」は、市民と市の協働関係をいい、「協働」は多様な主体(地域活動団体、市民活動団体、大学、企業、行政等)間の協働関係をいいます。

- ・「**市民活動**」市民が主体的に参加して自発的に行う営利を目的としない活動であって公共の利益の増進に資するものをいいます。(宗教・政治活動等を除く)

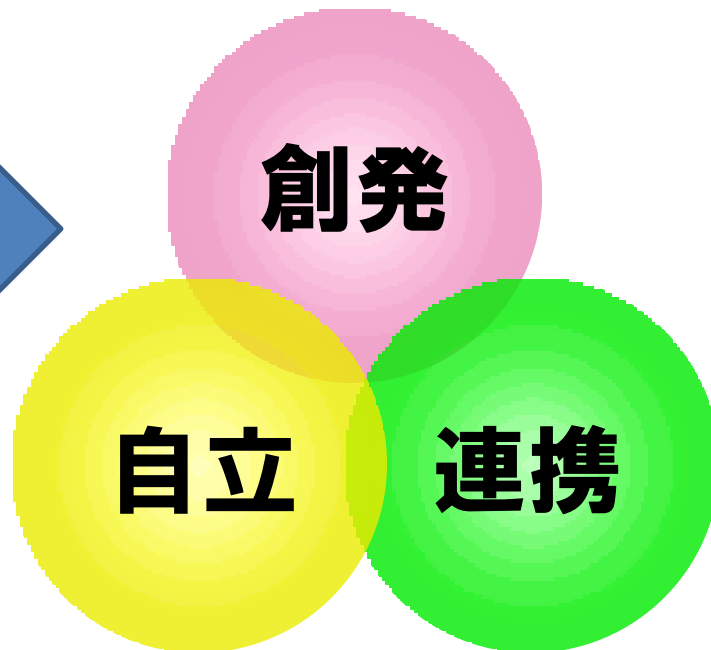
### 3 新条例の概要

## (仮称)仙台市協働によるまちづくりの推進に関する条例

### 【協働の基本理念】

多様な主体がそれぞれの持つ力を発揮する(自立)とともに、互いの力を引き出し、相乗効果を高めながら(連携)、多様な課題解決に向けて創意工夫を続けていく(創発)ことで、持続可能なまちづくりを実現します。

仙台市が  
目指す協働



※「創発」…自律的な要素が集まり、組織化されることで、個々のふるまいを凌駕するイノベーションが誘発される状態をいう(進化論、システム論の言葉で、今では組織論やナレッジマネジメントの分野でも使われている)

## 3 新条例の概要

### (仮称)仙台市協働によるまちづくりの推進に関する条例

#### 【基本的な施策】

協働の基本理念を実現していくために、3つを基本的な施策として定め、具体的な取組を推進していくとともに、市は必要な体制を整備します。

#### ①市民協働の推進及び市民活動の促進

地域課題の解決に向けて、行政が担ってきた施策や事業をより効果的・効率的に実施していくための仕組みをつくり、市民協働の推進と市民活動の促進を図ります。

- ・市民からの提案に基づく協働事業の拡充
- ・ビジネス的な手法を活用した地域課題の解決の促進
- ・協働の理解を広め、各主体間の協働を進めるための人材の育成

## 3 新条例の概要

### (仮称)仙台市協働によるまちづくりの推進に関する条例

#### 【基本的な施策】

#### ②政策形成過程への参画の推進

市政のさまざまな分野における課題の解決に市民の知恵と活力を生かすため、市政に関する情報発信と政策形成過程における市民の参画を推進します。

- ・市政に関する積極的な情報公開の推進
- ・政策の企画、立案等における市民意見の提出機会の確保
- ・政策又は事業の方針、内容、評価等についての市民意見の集約機会の確保
- ・附属機関等の委員選任における人材の多様化と公募の実施

## 3 新条例の概要

### (仮称)仙台市協働によるまちづくりの推進に関する条例

#### 【基本的な施策】

#### ③多彩な主体の活動の促進

多様化する地域課題や市民ニーズに対応し、市の持続可能な発展を支えるため、まちづくりの担い手を育成するとともに、市民や地域による主体的な活動を促進します。

- ・地域社会の一員である事業者による社会貢献活動の促進
- ・まちづくりの次の世代の担い手となる若者の育成
- ・町内会等の地縁団体、その他地域で活動する団体による地域を活性化する活動の促進
- ・上記に定める活動の主体を含めたさまざまな主体の交流の促進
- ・上記に定める活動等に関する情報の収集及び発信の促進



### 3 新条例の概要

#### (仮称)仙台市協働によるまちづくりの推進に関する条例

#### 【協働実施方針】

- ・ 基本的な施策を総合的かつ計画的に実施するために協働実施方針を定めます。
- ・ 協働実施方針の策定には、市民の意見を反映することができるようになるとともに、附属機関の意見を聴きます。
- ・ 協働実施方針を定めたときは、速やかに公表します。

### 3 新条例の概要

#### (仮称)仙台市協働によるまちづくりの推進に関する条例

#### 【市民活動サポートセンター】

##### 仙台市市民公益活動の促進に関する条例

- ・市民活動を行う者の活動拠点及び多様な主体の交流の場を提供します。
  - ・市民公益活動の促進・支援に関する事業(施設の提供、連携・交流の推進、情報収集・提供、相談等)を行います。
- ⇒設置目的は市民公益活動をより活力のあるものとすること

##### (仮称)仙台市協働によるまちづくりの推進に関する条例

- ・(「活動拠点及び場の提供」は現行条例と同様)
  - ・これまでの市民活動の促進・支援に関する事業に加え、協働の推進に関する事業(機会の提供、情報収集・提供、事業の支援等)を行います。
- ⇒設置目的は協働によるまちづくりを推進すること

～多様な主体の協働によるまちづくりを目指して～

多くのご意見、ご提案をお待ちしております。

ご清聴ありがとうございました。



## 仙台市市民活動サポートセンター指定管理者募集要項（抜粋）

### I 指定管理者制度の趣旨

市民活動をより活力あるものとし、多様な主体の協働によるまちづくりを推進することを目的に設置している仙台市市民活動サポートセンターについて、施設の管理者として社会的役割を担うことのできる指定管理者を公募します。豊かで活力ある地域社会の実現に向けた、効率的な施設運営及び創意工夫ある事業の提案を募集します。

#### 【根拠法令】

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2（第 1、2 項省略）

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができる。

仙台市市民公益活動の促進に関する条例（平成 11 年仙台市条例第 3 号）

（指定管理者）

第 20 条 市長は、市民活動サポートセンターの管理運営上必要と認めるときは、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者に市民活動サポートセンターの管理を行わせることができる。

### II 指定管理の概要

#### 1 施設の名称

仙台市市民活動サポートセンター（以下、「センター」という。）

#### 2 施設の設置目的

センターは、市民活動をより活力あるものとし、多様な主体の協働によるまちづくりを推進していくことを目的として、本市が市民協働元年を宣言した平成 11 年（1999 年）6 月に開館しました。

施設にはセミナーホール、研修室、事務用ブースなどがあり、様々な分野の市民活動団体や NPO、ボランティアなど、非営利で公共的な活動をしている方々や、これから活動しようとしている方々を総合的に支援する拠点施設と位置づけられ、開館以来多くの方々に利用されています。また、市民活動の場の提供以外に、市民活動に関する情報の収集・提供、市民活動に係る人材の育成や、相談対応、調査・研究などの機能を担ってきました。

今後さらに複雑化する地域課題に対応し、豊かな地域社会を実現していくためには、センターにはこれまでの市民活動の促進・支援のみならず、多様な主体が関わり、知恵と力を出し合いながら協働し、新たな価値を生み出していく機能も求められています。

センターの運営管理に当たっては、これらの機能に対する利用者のニーズに応えていく能力と意欲が求められます。

### 3 施設の概要

- (1) 所在地 仙台市青葉区一番町四丁目1番3号
- (2) 規模 敷地面積 399.17㎡  
延床面積 2,320.94㎡
- (3) 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階地上7階建て
- (4) 貸出施設 セミナーホール, 研修室1～5, 市民活動シアター, 事務用ブース
- (5) その他施設 印刷作業室, 事務室, 情報サロン, その他多目的スペース
- (6) 貸出設備 ロッカー大・中・小, レターケース, 印刷機, コピー機, 紙折機, パソコン, ピアノ等 (いずれも施設利用者用)
- (7) その他 本建物は, 仙台市が建物所有者から賃借しています。また, 建物1階の一画(約15㎡)に学都仙台コンソーシアムの事務室が置かれています。

### 4 施設の運営管理業務

管理の基準, 業務の範囲及び具体的内容等については, 別紙「仙台市市民活動サポートセンター運営管理業務仕様書」(以下, 「仕様書」という。)に記載のとおりとします。

### 5 指定期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで(5年間)

### 6 問合せ先

#### 仙台市 市民局 市民協働推進部 市民協働推進課

担 当： 片桐, 石出

住 所： 仙台市青葉区二日町1番23号 二日町第四仮庁舎2階  
(アーバンネット勾当台ビル)

電 話： 022-214-1080

ファクス： 022-211-5986

電子メール： sim004100@city.sendai.jp

※ファクス, 電子メールで連絡する際は, 情報の未達を防ぐため, 電話で送信確認の連絡をしてください。

### Ⅲ 公募の手続

#### 1 選定スケジュール

- |                    |                       |
|--------------------|-----------------------|
| (1) 募集要項の公表        | 平成26年8月21日(木)から       |
| (2) 募集要項に関する質問書の受付 | 平成26年8月28日(木)～9月4日(木) |
| (3) 説明会            | 平成26年9月1日(月)          |
| (4) 申請の受付          | 平成26年9月19日(金)～26日(金)  |
| (5) 面接審査の実施        | 平成26年10月下旬を予定         |
| (6) 選定結果の通知        | 平成26年11月中旬を予定         |
| (7) 指定管理者の指定手続     | 平成26年12月下旬を予定         |

#### 2 募集要項の公表

募集要項は平成26年8月21日(木)から、仙台市ホームページ上で公表します。以下のURLからダウンロードしてください。

<http://www.city.sendai.jp/soumu/gyoukaku/shiteikanri/index.html>

#### 3 募集要項に関する質問書の受付

募集要項に関する質問は以下のとおり受け付けます。

受付期間：平成26年8月28日(木)～9月4日(木)午後5時まで

受付方法：質問書(様式13)を提出してください。

質問書を電子メールに添付して、件名を「市民活動サポートセンター質問書」とし、Ⅱ6 問合せ先 のメールアドレスに送付ください。

なお、募集要項及び仕様書に関する事項(選定・審査に関する事項を除く。)に関する質問には回答しますが、それ以外の質問及び意見については対応しません。

回答方法：仙台市ホームページ上で行います。

#### 4 説明会

申請方法、申請書類、指定管理者の業務等についての説明会を以下のとおり開催します。申請予定の団体はできるだけご参加ください。

開催日時：平成26年9月1日(月)午後3時から

開催場所：仙台市市民活動サポートセンター 研修室1

参加方法：説明会参加申込書(様式14)を提出してください。

申込書を電子メールに添付して、件名を「市民活動サポートセンター説明会参加申込書」とし、Ⅱ6 問合せ先 のメールアドレスに送付ください。

申込締切：平成26年8月29日(金)午後5時まで

参加人数：1団体2名までとします。

## 5 申請の受付

申請書類を以下のとおり受け付けます。

受付期間： 平成26年9月19日(金)～26日(金) (土日、祝日を除く)  
午前9時～正午、午後1時～午後5時

受付方法： 直接持参とします。郵送等による申請は受け付けません。

受付に時間がかかる場合がありますので、事前に電話で予約をしてください。連絡先は、Ⅱ6 問合せ先 と同じです。

なお、申請に必要な書類が不足している場合は受け付けできません。

受付場所： 仙台市 市民局 市民協働推進部 市民協働推進課  
仙台市青葉区二日町1番23号 二日町第四仮庁舎2階  
(アーバンネット勾当台ビル)

## 6 面接審査の実施

申請内容等に関して、申請者への面接審査を実施します。

実施は10月下旬を予定しており、詳細な日時、場所等は別途申請団体に連絡します。

## 7 選定結果の通知

選定結果については、申請団体に書面で通知します。選定後、申請の概況(経過、申請団体名等)及び審査内容の概要を公表します。

## 8 指定管理者の指定手続

選定された団体については、地方自治法の規定に基づき、仙台市議会において、指定管理者として指定する議案が議決された後に、指定管理者として指定します。市議会への提案は、平成26年第4回定例会を予定しています。指定に当たっては、指定団体に書面で通知するとともに、仙台市公告式条例(昭和26年仙台市条例第22号)の定めるところにより告示します。

市議会の議決を経るまでの間に指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、指定管理者に指定しないことがあります。なお、市議会の議決が得られなかった場合又は否決された場合においても、センターに係る業務及び管理の準備のために支出した費用については、一切補償しません。

## 9 業務引継

指定管理者に指定された団体は、その負担において指定期間の開始前に、現在の指定管理者である特定非営利活動法人せんだい・みやぎNPOセンター(指定期間：平成22年4月1日から平成27年3月31日まで)からの業務引継を行うものとします。

## 10 協定の締結

指定管理者に指定された団体は、本市と指定管理業務の細目について協議を行い、指定期間の開始前に協定を締結します。

## V 選定方法

### 1 選定の基準

「仙台市局指定管理者選定委員会の設置及び運営に関する要綱」に基づき設置された「市民局指定管理者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）において評価します。総合評価の判断基準として点数制を採用し、評価点、要素点、実績評価点（現指定管理者のみ）の合計点数が最も高い団体を指定管理者の候補者として選定します。ただし、評価点の合計点数が満点の80%に満たない場合は、適格者なしとする場合もあります。

#### （1）評価点

事業計画の実施に要する費用・効果、事業計画に沿って施設を管理する能力等を総合的に評価します。

#### （2）要素点

加点減点方式とし、以下の要素について評価します。

- ① 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率の達成状況
- ② 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づく高年齢者の安定した雇用確保の状況
- ③ 次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援の状況

#### （3）現指定管理者の実績評価点

現指定管理者が再度申請した場合に当該団体に対して適用するものであり、現指定管理期間における管理運営状況を加点減点方式で評価します。

### 2 選定の手続

#### （1）申請書類の確認

団体からの提出資料について、事務局で確認します。**IV 1 申請に必要な資格**の条件にあてはまることを確認した場合に審査の対象とします。なお、条件にあてはまることが確認できなかった場合は、団体に失格等の通知をします。

#### （2）選定方法

提出された書類をもとに、選定委員会において審査を行うとともに、申請団体に対し申請書類の内容について面接審査を実施します。面接実施後、選定委員会において評価を行い、指定管理者を選定します。

#### （3）審査結果の通知及び公表

審査の結果は、申請団体に書面で通知します。選定後、申請の概況（経過、申請団体名等）及び審査内容の概要を公表します。



### 3 評価項目と評価の観点

#### (1) 評価点

委員1人当たりの満点を100点とし、各委員の合計点で評価します。

評価項目		審査書類	評価の観点
<b>1 運営管理に当たっての総合的な取組方針</b>			<b>配点 15点</b>
①指定管理業務に関する基本方針		様式8-1	・施設の設置目的に着目しており、施設の運営管理を総合的に遂行するための方針として適切であるか
②危機管理に関すること		様式8-2	・施設で起こりうる事故、災害、不測の事態を予測、予防し、適切に対応するための取組が示されているか ・個人情報保護及び情報セキュリティ対策のための適切な取組が示されているか
③利用者サービスの向上に関すること		様式8-3	・利用者の立場に立ったわかりやすくタイムリーな情報の提供、施設利用の利便性向上等、サービス向上に関する取組が具体的に示されているか ・利用者数や施設稼働率の向上にも寄与するものであるか
<b>2 事業に関する提案</b>			<b>配点 50点</b>
①情報収集提供業務	(a)市民活動、協働等に関する情報の収集及び提供 (b)市民活動、協働等に関する図書資料の収集、管理及び貸出 (c)市民活動団体等のチラシ、ポスター等の受付及び掲示 (d)機関紙の発行 (e)ホームページの管理及び更新 (f)その他の情報収集提供業務全般	様式9-1	・収集される情報等の質及び量は十分で、提供方法は効果的なものであるか ・機関紙の発行に関する実施計画が明確に示されているか ・ホームページの管理・更新に関する実施計画が明確に示されているか
②相談業務	・幅広い分野の市民活動、団体の法人化、組織運営及び協働等に関する各種相談対応	様式9-2	・幅広い相談内容に対応するための取組が適切で効果的なものであるか
③市民活動の促進と自律に向けた支援	(a)地域や社会の様々な課題の解決に、自主的、自発的に取り組む市民を増やし、育成するための事業の企画及び実施	様式9-3	・事業内容が具体的で、成果指標及び成果目標が適切に設定されているか ・成果目標を達成するための実施計画が必要かつ十分に示されているか ・新規性や独創性も見られる提案であるか
	(b)市民活動を担う人材の課題発見力、事業の企画立案力及び事業遂行能力等を向上させるための事業の企画及び実施	様式9-4	
	(c)市民活動団体の組織運営基盤(事務局運営、税務、労務、会計、資金、人材、広報等)を強化するための事業の企画及び実施	様式9-5	
④交流及びネットワークづくりの支援	・様々な市民活動団体が、活動分野や領域を超えて交流・情報交換する機会を提供するなど、個々の活動の幅を広げ、団体間のネットワークづくりを支援するための事業の企画及び実施	様式9-6	・事業内容が具体的で、成果指標及び成果目標が適切に設定されているか ・成果目標を達成するための実施計画が必要かつ十分に示されているか ・新規性や独創性も見られる提案であるか

⑤多様な主体による協働の推進	(a)市民活動団体, 地域団体, 企業, 大学, 行政等の多様な主体による, 地域や社会の様々な課題の解決に向けた新たな協働の可能性を見出し, 協働の実現につなげていくための事業の企画及び実施	様式9-7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業内容が具体的で, 成果指標及び成果目標が適切に設定されているか</li> <li>・成果目標を達成するための実施計画が必要かつ十分に示されているか</li> <li>・新規性や独創性も見られる提案であるか</li> </ul>
	(b)協働の事例から, 協働を進め, 実現するためのノウハウ等を抽出し, ほかの協働事業や活動に活かすための事業の企画及び実施	様式9-8	
⑥調査研究及び提案	(a)市民活動, 協働等に関する調査研究及びその成果の公表	様式9-9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査研究等の方法が適切で効果的なものであるか</li> <li>・調査研究の成果が, 協働によるまちづくり推進に効果的に活用されるプロセスが示されているか</li> <li>・調査研究成果の公表の方法や時期が具体的に示されているか</li> </ul>
	(b)指定管理業務全般を通して得られた知見をもとにした本市への提案をするに当たっての具体的な取組	様式9-10	
<b>3 運営管理に関する収支計画</b>			<b>配点 15点</b>
①収支計画書の積算に関すること	様式10 様式10-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・積算根拠が明確で, 業務を遂行するために適切な経費が設定されているか</li> <li>・提案内容(人員配置計画, 各事業の実施計画等)との整合性があるか</li> </ul>	
②指定管理料の額に関すること	様式10 様式10-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者から提案された指定管理料の額に関する評価(低額の方が高評価)</li> </ul>	
<b>4 安定した運営管理を行う能力</b>			<b>配点 20点</b>
①組織の経営能力	事業報告書 財務諸表等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体の財務状況及び活動内容等からみて, 継続的かつ安定的な経営能力があるか</li> </ul>	
②人員体制	様式11-1 様式11-2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・責任者の実績または経歴等が施設管理のために必要かつ十分なものか</li> <li>・安定的かつ継続的に施設を運営管理するための体制が示されているか</li> </ul>	
③人材の育成及び研修体制	様式11-3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人材育成の方針及び計画が具体的に示されているか</li> <li>・安定的かつ継続的に施設を運営管理するための体制が示されているか</li> </ul>	
④同種施設の運営実績	様式2-1 (様式2-2) 別葉①, ②	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同種施設における運営実績があり, 成果をあげているか</li> </ul>	
<b>合 計</b>			<b>100点</b>

(2) 要素点

各委員の評価点を合計した得点に、該当する団体に対し加点又は減点します。

項目	評価の観点	配点
① 障害者雇用率の達成	・障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率を達成している場合に加点 ・障害者雇用率が達成されておらず、かつ、障害者雇用納付金も滞納している場合に減点 ・障害者雇用義務が生じない団体において、障害者を雇用している場合に加点	±3
② 高齢者の安定した雇用の確保	・高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、65歳以上への定年の引き上げ又は定年の定めを廃止を行っている場合に加点	+3
③ 次世代育成支援	・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画について、常時雇用する労働者の数が100人を超える団体が策定していないとき減点	-3

(3) 現指定管理者の実績評価点

現指定管理期間における現指定管理者の管理運営状況に対する評価に応じて、加点又は減点します。

項目	配点
実績評価	+13.5 ~ -9.0